

家戦略特区の決定にいわば押し通される形で認可が行われました。

評価委員会の意見が出たら事実上最終決定になるということではなく、規制所管大臣が、規制のあり方、必要性等の観点から認められないと判断すれば計画を認定しないということが、枠組みの上からも、また実際の運用面からでもできるということでしょうか。大臣、確認させていただきます。

○世耕国務大臣 事業者から提出される個別の実証計画については、主務大臣のうち規制所管大臣が当該実証に関係する規制に違反しないと判断した上で認定するわけでありませぬ。

計画の認定に当たって、評価委員会は主務大臣に対して意見を述べることとなっているわけですが、意見の内容は、新技術等実証によるイノベーションの社会実装や規制改革を通じて日本経済全般への効果に関して、あくまで専門的かつ客観的な見地から行う評価に関するものであります。

また、評価委員会が規制所管大臣に対して述べる意見や勧告は、規制所管大臣を法的に制約するものではなく、規制所管大臣をいわばオーバーライドして結論を押しつけるようなものではありません。

制度の運用に当たっても、こうした仕組みの趣旨を忘れることのないように、しっかりと公正かつ透明に手続が運用されるようにしていきたいと思ひます。これによつて、規制法令が保護する安全性ですとか公益性は担保する一方で、多くの事業者が新しい技術などの社会実証にチャレンジをしてもらつて、実証によつて得られた資料や情報を利用して、規制をより合理的かつ現代的なものへと見直していくことを目指してまいりたいと思ひます。

○菊田委員 資金調達支援について伺いたいと思ひますが、私はいま一つ腑に落ちません。新技術を実証しようとする事業者が果たして資金調達支援を必要とするのでしょうか。

本会議の質問で、私は、規制のサンドボックスがお友達の砂場になつてはいけなさと申し上げま

した。少し言葉が過ぎるかもしれませんが、お友達へのお小遣いになつてしまふことは決して許されませぬ。

そもそも債務保証等の資金調達支援は不要ではないかと考えますが、もしこの措置が講じられるとしてもその運用は極めて限定的に行われるべきと考えますが、大臣の見解を伺ひます。

○世耕国務大臣 新技術等実証制度は、革新的な技術やビジネスモデルの社会実装を促進するためその仕組みを整備するものであります。独創的なアイデアを持つ方や革新的なビジネスモデルをスビーダーに事業化したいと考えるいわゆるベンチャー経営者など、幅広い方々に使つていただきたいと思ひます。

一方で、革新的な技術などのアイデアを持つている中小・ベンチャー企業ではあるけれども、一方で実証に必要な資金調達力に制約があるため実証を行うことが困難な事業者も存在するものだと思ひます。

このため、認定された実証計画に基づく新技術等の実証に必要な資金について中小企業基盤整備機構による債務保証などを行うことで、資金面で実証に支障を来している事業者のリスクを補充して、イノベーションにチャレンジできるよう応援するものであります。

この債務保証制度においては、保証の割合を五割として事業者にも一定のリスクを負担していただくことになつておりまして、これによつて適切にリスク分担の中で社会実証が促進されることを期待しております。

○菊田委員 時間が来ましたのでやめますけれども、せっかくこの制度がお友達のための制度にならないように、ぜひしっかりとやつていただきたいと思ひます。

○稲津委員長 次は、田嶋委員。

○田嶋委員 御苦労さまです。長時間の審議でございますが、私から、まず法

案の前に、やはり世耕大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

テレビの報道によりまして、昨日、柳瀬さんは官邸に二回入られておるようでございます。午前と午後一回ずつですね。午前の官邸に入った後、マイクを向けられて、日米の話だという話でありました。午後は、同じマイクを向けられて、米国の話ということでおつしやつております。

当然ながら、総理秘書官として入つたわけではないわけでありまして、今の上長である世耕大臣から、どういう要件で入つたのかをお尋ねいたします。

○世耕国務大臣 これは、柳瀬審議官の職務として官邸に入つた。柳瀬審議官は特に通商交渉などで海外との交渉などを担当している、これが私から見た彼の担当でありますから、その担当の一端として首相官邸を訪問しているというふうには認識しております。

○田嶋委員 ありがとうございます。ちなみに、世耕大臣は、来週総理の訪米に一緒に行かれるのでしょうか。

○世耕国務大臣 これも、朝から新聞記者にも聞かれていますが、まだ全く、行くも行かないも決まつておりませぬ。

○田嶋委員 昭恵夫人はいかがでしょうか。

○世耕国務大臣 これは、私の立場ではわかりませぬ。

○田嶋委員 おつしやるとおりですね。柳瀬さんについては、上長として、出す予定はありますでしょうか。

一回ありますが、そのうち五十五回は経産審議官が同行していません。同行してないのは、恐らくオリンピックとかの開会式とか国葬へ行つたときとか、そういうときではないか。

基本的には、通常、経済がテーマになる場合は同行することになるので、今回はわかりませぬ。ただ何も決まつておりませぬ。

○田嶋委員 通常じゃなくて、今は異常事態な状況だというふうには私は思つております。

今、柳瀬さんがどういう状況に置かれておるかということは、上長としてよく御理解いただいておりますね。

○世耕国務大臣 報道等で承知しております。

○田嶋委員 今の所掌に関する話ではないにしても、異常な状況にある、来週証人喚問もあり得るわけでありまして、どっちが大事だということはないと思ひますが、当然証人喚問を優先すべきだと私は思ひます。それは、疑惑訪米団なんて言われないうちに、ぜひ気をつけていただきたい、本当に、今の上長ですから。

今の上長、世耕大臣にそれは念を押しておきたいと思ひますが、疑惑訪米団にしませぬね。

○世耕国務大臣 彼は今、経産審議官でありますから、経産審議官としての職務を全うする、これは公務員としての私は義務だというふうには思つていません。

一方で、証人喚問とかそういうのは国会がお決めにすることだというふうには思つていませんし、証人喚問ということでしたら、これは出席しなければならぬわけでありまして、それは、適宜、その都度判断されることだと思ひます。

○田嶋委員 どちらが大事だとは申しませんが、このことでも申しました。大臣、上長として適切な御判断をしていただきたいというふうには思ひます。

それでは、法案についてお尋ねをいたしたいと思ひます。こういうほかの質問に時間をとられてどんどん

質問時間が減るわけですが、私がこの限られた時間で、大臣に強調したいことは、時間軸と空間軸を意識しながら新しい政策の提案を国会に対してしてほしいという、その一点であります。

時間軸ということはどういうことか。歴史に学ぶということであり、少し実務的な言い方をすれば、PDCAをちゃんとやっているかということ。この間も申しました。人事異動で大体二年に一回新しい人がやってくるわけでありまして、自分がいる間に何か新しい法案を出したい気持ちがよくわかる、何か予算をとりたい気持ちもよくわかる。それは人情ですよ。

しかし、大事なことは、連続してきますから、いろいろなことをやられる国民の側からすると、金を使って一体成果が出ているのかどうか、はっきりしないのに、次から次へと、コネクテッド・インダストリーズとかいいながら、毎回毎回新しいものを出されれば、反対はしづらい側面も強い中で、本当にいいのかなというふうにも思っちゃうのは当たり前ですよ、大臣。

だから、時間軸と空間軸のうちの最初の時間軸ということで、私は、今回の法案、出してきたのはいいけれども、振り返って、こういうような成果と評価をいたしておりますという説明はほとんど、私に対しては少なくともなかったですよ。なかつたです。政府からの概要資料にも、そういう部分はほとんど割愛されている。これからやる話ばかりですよ。これからやる話ばかりじゃないんだから、終わっているんだという話が出てきていますよ、大臣。それは世耕大臣のもちよつと情けないと思えます。そこをしっかりと押さえるということをもう一度確認させていただきます。

○世耕国務大臣 これは、まさに過去の政策を検証して、その評価をやった上で、今回も政策を出させていたいております。

例えば、産業競争力強化法、今回改正させてい

ただくわけですが、これはもともと、長引くデフレで低迷してきた日本経済を再興するために、三つのゆがみ、過少投資、過剰規制、過当競争、これの是正を目的に制定されたものであります。

特に、過少投資については、二〇二二年度に六十三兆円まで落ち込んでいた設備投資、これは、施行後三年で目標としていた七十兆円程度まで回復して、そして二〇一六年度には、今八十四兆円にまで増加をしています。ただ、一方で、設備投資はこれだけ目標を上回る増加をしているんですが、中身を見ると、例えばRアンドD型ベンチャーですとかユニコーンベンチャーへの大型の投資案件というのが少ないという課題が出てきたわけでありまして。

また、過剰規制については、これまでも、新事業特例、グレーゾーン解消制度が、健康・医療ですとか観光など幅広い分野で約四百四十件活用されてきたわけでありまして、そして、それによって新規ビジネスが開始されるなど一定の効果がありました。一方、必要なデータが収集できないために、規制改革に踏み切れず、技術革新の成果を社会実装、早くできないという課題も出てきたわけでありまして。

また、過当競争については、これまで五十六件の計画認定を行って、情報通信機器製造業ですとか石油精製業など幅広い分野の事業再編を後押しができたわけでありまして、多くの企業において低収益部門を引き続き抱え続けておりまして、大胆かつ機動的な事業再編は道半ばというふうに見ております。

このように、産業競争力強化法のこれまでの実績に基づきPDCAの結果、一定の成果は上がっているけれども、残った課題が見えてきています。(田嶋委員「はい」と呼ぶ) もうちよつと聞いていますか。さらに、産業競争力強化法制定後の状況変化として、世界規模で第四次産業革命が起きている。こういった変化に対応して日本の産業の国際競争力を強化していくためには、生産性革命が喫緊の課題となっております。(田嶋委員

「はい」と呼ぶ)

もうちよつとあるんですが、ここでやめます。○田嶋委員 大きなマクロのバックグラウンドで、世界情勢、こうなつてあなつてという話は必ず資料に書いてあるんですよ。しかし、自分たちがやった施策がこういう結果になつて、これは五段階でB評価なのかC評価なのか、ここに欠点があったからこう直したいという紙が少なくとも国会議員の資料のトップページには来なきゃおかしいと思えますよ。

委員長、お願いしたいんですけども、法案が仮に終わるにしても、私はそこは確認したいと思うので、そこを私の方にちゃんと資料を出すようにしてください。

○稲津委員長 理事会で協議します。○田嶋委員 よろしく願います。それで、では、私は、個別に、この固定資産税の減免と規制のサンドボックスにフォーカスしてお尋ねしますけれども、それぞれ、過去にやった取組があるわけですね。これはどうだったのかというところで、どうだったのか。百点満点だからこれもやらせてくださいということも言っているのか、いや、ここは足りなかつたからこういうことを考えているとか、そういう話をちゃんとわかるように説明してほしい。副大臣、お願いします。

○武藤副大臣 私からお答えさせていただきます。固定資産税の件についてですけれども、現行のいわゆる二分の一の特例措置でありますけれども、これは委員御存じでございますけれども、省からでございますが、中小企業等経営強化法に基づいて、今、三十年の二月末時点でありまして、約四万九千者が経営力向上計画の認定を受けております。認定を受けた計画に基づいて新規の設備投資をした事業所が約三万四千者、対象となつた設備投資は約一・八兆円に上ると推定をされております。その多くが固定資産税の特例も活

用しているものと考えられております。また、私どもが昨年十月に行つた調査でありますけれども、固定資産税の特例措置を活用した企業の七五%が、固定資産税の軽減を受けることによりまして新たな設備投資を行うことができたという回答をいただいたわけですが、現行の制度は、新たな設備投資を後押しすることによりまして、中小企業の生産性向上を促進しながら企業収益等に貢献していると考えております。

○田嶋委員 どういう点が反省点だったとか、課題はどことだつたという説明が抜けていたような気がしますが、いざいざにしても、私が聞いているところだと、自治体の自主性を余り尊重しなかつたので批判もあつたというふう聞いています。

もう結構ですので、それでは次の質問ですが、そういうことを踏まえて、今回、固定資産税の減免という新しい、今回は自治体の自主性を尊重しているというところでございますが、そして、この間大臣もおっしゃっていましたよね、千七百餘りの中で一千以上という、大変な反響だと思えます。

そして、これは率直に言つて、高い評価が出ているような印象で私は受けとめておりますが、当然、混乱もこれから予想されるということでもありますし、霞が関、永田町だけで議論をしていては、当然、現場の目線が見失われる可能性もあるということ、三点ほど、それぞれにお尋ねをしたいと思つてます。

一つ目は、大臣もよく強調されるワンスオンリーという考え方がありますが、ワンストップシヨッピングも役所はなかなかできていないけれども、たらい回しにされて、なおかつ毎回毎回同じような資料の提出を求められるということが世の常でありまして、世の中はそれとうんざりするわけでありまして。

そこで、政府参考人で結構ですが、今回の法案の中には税の方の部分は書いていないわけでありまして、その手前の承認の部分まで書いてある

わけでありませんが、こういう計画をやりたいていって、一回資料をくっつけて、承認を得られた。しばらく時間が、タイムラグがありますから、今度、固定資産税の減免を受けるときに、違う窓口に、また同じようなことをやらなきゃいけないときに、ゼロから同じような資料の添付を求められる。

いかにも役所にはありがちなわけですが、現場ではこれが迷惑のもとなんです、大臣。そういう想像力を持って私は政策をつくるべきだと思いますが、そういうことはいけません。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、事業者が本特例による固定資産税の軽減を受けるためには、市町村に対して、まず先端設備等導入計画の申請を行い、そして次に固定資産税の申告を行う必要があるということになります。

税の申告に関する実務につきましては、各地方自治体の事務でございます。ただ、今、税の申告の際には、計画認定書の写しを添付するということになっておりまして、事業者が新たに大きな負担を強い手続ではないものと認識していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、今の御指摘を踏まえまして、今後の制度の詳細設計あるいは実施に当たりまして、事業者の事務負担軽減に努めてまいりたいと存じます。

○田嶋委員 現場は生真面目にやっておりますが、常ですから、これはむしろ、こちらからちゃんとやってあげないと、やはりそんなくしますよ。

だから、そういう無駄な手間を省くためにも、必要なら通達、通知を出して、こういうのは省略していいですよということをやつてくださいますか。

○吾郷政府参考人 今の御指摘も踏まえまして、何が出来るか、総務省とも相談させていただきます。

○田嶋委員 愛媛県みたいに官邸に来るなんてことはなかなか簡単なことじゃないと思いますよ、

地方の自治体からすれば、だから、それをおもんばかって、先に手を打っていただきたいというふうに思っています。

それからもう一点でございますが、今回、自治体の独自性を尊重するというのは大変評価をされている面ですね。しかし、自治体の独自性を尊重すると、また新たな悩ましい問題が出る。

企業は、複数の自治体でビジネスをやっておるわけでございます。例えば、五方所の自治体に同じような工場や営業所を持っていて、同じような、今回のこういうインセンティブで設備投資をしようということ、償却資産の導入を検討した。ところが、ふたを開けたら、千葉市だけはそれはオーケーしたけれども隣の町ではだめだったというようなことがあると、経営者から見ると何だという話になります。

それは、自主性があるからこそこういう問題があり得るのかもしれないが、こういう問題はやむなしと考えているのか、何らか手を打つのか、いかがですか。

○武藤副大臣 委員の御指摘の点でありますけれども、これは、今、市区町村が個別に導入促進基本計画を策定することになっておりますので、そういうことによりまして、自治体によって、先生がおっしゃられるように、計画の内容は異なる、したがって、固定資産税の軽減の対象が、業種や設備が自治体間で異なるということが当然これはあり得るわけでありまして。

固定資産税のこの特例措置ですけれども、全国一律に行うわけではなくて、固定資産税を賦課している市区町村がそれぞれの地域経済性の特性を考慮するという点でありますので、地域の実態に即した計画に基づいて優遇措置を講じていくことがポイントであります。

こういう運用になっておりますけれども、各自治体において認定の対象となる設備を事業者にしつかります認識をしていただくということが重要であると思っております。また、事業者に対して、各地での説明会の開催や、あるいはQ&A

Aの公表等を通じて、混乱を招かないように、しつかり周知徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

○田嶋委員 国が最初につくる基準、それがどういふものになるのかは法律には何も書いていませんのでわかりませんが、そのつくり込みもやはり大事だと思います。要は、自治体というのには自分の自治体の中に責任を負っているわけだけれども、企業は自治体に閉じて仕事をしているわけじゃありませんから、グローバル企業が国家に閉じて活動してないのと同じですよ。

したがって、必ずこれはクレームの、クレームはあなたには来ませんから、クレームが来るのは現場ですから、これもまた。だから、現場の皆さんに迷惑かけないように、ぜひお願いしたいですよ。いいですか。何であつちだけ割り引いてくれるのにはこつちはだめなんだって必ず来ますよ、それは。税率に関しては、私は、それぞれの自治体が判断する、恐らくはゼロにしたいところが多いんじゃないかと思っております。

お願いしたいと思っております。

三点目、最後です。これは、生産性につなげたいということなわけですよ、今回のこの取組。したがって、法律事項ではありませんが、計算式があつて、生産性を定量的に測定するわけですよ、三年間で9%ですか。ところが、こういう社長さんが決断をして、世耕さんおっしゃる、設備投資をもつとふやそうと云う設備投資した。そうしたら、うまくいった、みんなもやる気になった、がんが頑張り、売上げが上がった、人手が足りない、採用をふやした。採用をふやしたら、分母がふえますから、生産性の数字は落ちるんですよ、回り回って。そういうことありますよ、必ず、いろいろ複雑ですから。

そうなるつちやうと、またこれ、真面目に現場でやつてはめて、普通に中央官庁から言われた方程式を当てはめて、数字が下がったから、おたく、もうだめです。場合によっては、前に免税

した税金を取り戻すみたいなことだつてあり得ないよ、不利益不遡及かもしれないけれども。

いずれにしても、これは、しゃくし定規にやると、やはりタイムラグの問題もあります、いろいろありますが、生きているものから、生き物の企業には起き得る。生産性を考えるときに、一旦オーケーを出した、免除できるというふうに決めた、そういった計画に関して、実務の中でそういった不利益が起きないようにということが非常に僕は大変だと思っております、大臣に最後、その点を確認したいと思っております。

○世耕国務大臣 今、中小企業の現場では人手不足が最も深刻な課題でありまして、少ない人数でしつかりと事業が継続できるように、生産性向上につながる設備投資を力強く支援することが今回の趣旨であるわけです。

ただ、そういった中で、企業が収益、雇用を増加させることは地域経済にとって歓迎すべきことですが、例えは、雇用の増加率だけがちよつと、今おっしゃったタイムラグとかさういったことで想定を上回つてしまつて、結果として労働生産性の目標が達成できなかった、これは想定されず、そういうことは。そういうことがあつた場合には、今、田嶋委員からの御指摘もありましたし、柔軟にやりたいと思っております。

直ちに計画の認定が取り消されるようなことがないように、きつと最初に立てた事業計画どおり取り組んでくれていれば、基本的には、数字が一時どうなつたかなということ認定を取り消すというようないふことはしないようにしたいというふうに思っています。

○田嶋委員 これは非常にいい答弁だつたと思っております。ありがたいですね。現場もほつとしますよ、それは。しゃくし定規はだめだし、しかも、これは、頑張つて設備投資してよかつた、いい制度をやつてくれと。頑張つて設備投資して人をふやしたら、何か後でペナルティーというのはかわいそうですよ。そんなことがゆめゆめ起きな

いように、ぜひお願いをしたいというふうに思っています。
それでは、規制のサンドボックスも何点かお尋ねします。

副大臣、先ほど述べられませんでしたけれども、これは、四年前に導入された、お手元の資料にございますけれども、資料を一枚だけきょうは配りました、グレーゾーン解消制度、それから、一気通貫でやる場合もあるという企業実証特別制度ということでございますが、ここにも実証という言葉が載っているわけですね。何だか同じような話がまた今回も出てきたという印象でございますが。

今やっているこの四年前に導入した制度は、どうなんですか。何かわずかに十数件とか、そういう数字はどっかで聞きましたけれども、評価できるんですか。これからも続けてやりたいんですか。何が課題ですか。そして、今回は、同じような言葉ですが、実証といって、何が違うんですか。お答えください。後半は大臣だね。

○武藤副大臣 では、実績の方をお答えさせていただきます。

グレーゾーンの解消制度は、事業者が、現行規制の適用範囲が不明確な分野において、萎縮することなく新しい事業にチャレンジできるように、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度であります。これまで百件を超える照会を受けまして、規制の適用の有無に関する回答を行っております。

例えばの話ですけれども、ドラッグストアで、利用者がみずから採血をし、その血液検査の結果を利用者に通知するサービスにおいて、検査結果の通知等が医師法上の医業に該当するか否かという照会がありまして、該当しないとの回答を行いました。現在、千四百以上の店舗でこのサービスを受けることができるようになっております。

また、本制度の活用により明らかになりました内容を踏まえて、別の事業者が類似の新規事業に取り組みなどの波及効果も見られます。

このように、グレーゾーン解消制度が、事業者が新たな事業活動に取り組みやすくなるという点で、新規市場の開拓につながっているという点で、一定の評価をさせていただいていると思っております。

新事業特別制度につきましては、安全性などが確保できるような規制の代替措置を講ずること、事業者が企業単位で規制の特例措置の整備にチャレンジできる制度であります。これまで申請を受けた十一件の規制の特例措置要望のうち、六件の申請を認め、特例措置のメニューを整備し、このメニューを活用する新事業活動計画を十二件認定しております。また、残り五件の申請につきましては、特例措置の整備を経ることなく、直ちに規制緩和がされて全国に適用されたことも、この制度の意義だというふうに承知しております。

○田嶋委員 前回、大臣から、目標設定はないというふうな御答弁がありましたね。これはどう評価しているかを聞きたいんです。副大臣。今はファクトですよ。そのファクトを踏まえて今のこの二つの制度はどう評価しているか。まず、そのPDCCのCはチェックですから。それまでは過去ですよ。それは大臣に聞きますから、副大臣に聞いています。これは、チェックはどうなんですか。

○武藤副大臣 チェックという意味でございますけれども、今の、現行の新事業特別制度におきましては、事業者が規制の特例措置の整備を求めることが可能となる規制の代替措置を講ずることが求められているわけで、その代替措置が適切であるかどうかの検証をするための実証が必ずしも検討が進まないというケースがあったというふうに承知しております。

こうした課題を解決するために、新技術実証制度は、期間や参加者を限定することなどによりまして、規制対象となる通常の事業ではない、実証であるという、ここを整理しまして、既存の規

制の適用を受けることなく、社会実証をスピーディーに行うことを……(田嶋委員)「ちょっと待って」と呼ぶ)この点だというふうに思っています。

○田嶋委員 それはこれからの話で、大臣に聞くつもりなんです。

副大臣に聞いているのは、今の制度をどう評価したのかということを開いているんです。

○世耕国務大臣 まず、新事業特別制度については、今、副大臣が答弁したと思います。

あと、グレーゾーン解消制度については、これはもう事業としてやるのが前提になってしまっていますから、逆に、役所の側が一回それをオーケー出しちゃうと、もう本当にその事業に、ゴー、お墨つきを与えることになるものですか。役所の側が非常に慎重になるといった点があった。これがチェックのポイントだというふうに思っております。

○田嶋委員 このグレーゾーンと今あるその二つの制度は、百件とか十数件とかと少ないけれども、それを、今回、事業をやめるといふ提案ではないですよ。それは継続させてほしいということでしょう。

○世耕国務大臣 もちろん継続をさせて、そして、今度導入するサンドボックスとあわせて、うまく連携して、一番適切な手段をとってもらえるようにしたいと思っております。

○田嶋委員 わかりましたということですが、要は、民間企業との違いは、国民のお金を使っているわけですから、十件しかなかったのを、十件しかないという評価なのか、十件もあつたという評価なのか、よくわかりませんが、やはりトップページには、この間導入してやらせてもらっている事業はどう評価しているかというページがないと、毎回毎回新しい話を持ってこられても、何ともこれは評価しがたい。PDCC Aをちゃんと回していただきたいと思います。

それから、もう時間が限られてきましたので、公平性の話は、もう菊田さんやほかの委員のメン

バーから再三出ました。これは私もです。積極的に応援をしたいと感じる片方で、こういうものを渡してしまうと、何か飛び道具を渡したようなことになりかねない。何が起きるかわからない。

お友達内閣であれば、誰だって心配しますよ。世耕さんは大丈夫かもしれない。世耕大臣は大丈夫かもしれないけれども、これは世耕大臣が大臣じゃなくなつた後も続くわけでしょう。誰が大臣になつたって、これを続けられたら、これは大丈夫かなという心配はあるんですよ。

まだこれは再三いろいろな人から懸念が出ています。だから、魅力あるプロジェクト、施策であればリスクもあるということには肝に銘じてやっていただきたいと思います。質問はいたしません。

最後に、私、冒頭で時間軸と空間軸を常に意識してほしいと言った、二点目の空間軸という意味は、今、同時に世界で何がどう動いているかということをやちゃんと把握してほしい。

前回の質問で、大臣は、いや、アンテナはそんなに悪くありませんというふうにおっしゃった。次の回にその質問はしたいと思いましたが、しかし、ほかの国で何をやっているかを見たときに、日本は、恐らく、世界一規制がたくさんあつて、実証がしにくい国だというふうに思われているんじゃないですか。現に、ドローンの実証なんかの報告を見たら、ほとんどアフリカですよ。そうですね。まあ、ルールが逆にならないから、何でもやり放題だから実証しやすいと考えるのは当たり前です。

したがって、今回、この制度を施行するに当たって、大事なことは、あつ、あの日本がそんな制度を始めるのかということだつて、多分意外な話だと思つてますよ。石橋をたたいても渡らない官僚が、こういうことをやるようにした、少しお

くれているけれども。というところで、私が申し上げたいのは、例えばイスラエル、ベンチャーがたくさんいるイスラエルなどへの周知をしないと、日本でやっていない

ようなことをやってみようことも、これは大事です。日本のベンチャーや皆さんが全部そういう情報を持っているわけじゃない。だから、世界に張りめぐらされている経産省やジェトロやいろいろなネットワークを生かして、この広報活動をしつかりやって、本当に日本という場でそういう実験場を提供できるんだということをちゃんと伝えて、最新の人たちが日本でやってみたいというふうな環境をつくるのが大事だというふうに思います。お友達じゃない人にですね。お友達じゃない人。

その点に関して、大臣、最後に、どうやってそれをやるのか。日本の国内だけでやっていったって全然だめだと思えますよ。その点を教えてください。

○世耕国務大臣 まさに、今御指摘のとおり、世界各国で、サンドボックスの名称のもとで、はっきり言って技術や人材のとり合いが進んでいるわけでありまして。

こうした中で、今回、日本のサンドボックス制度というのは、これはフィンテックに限らずに、ありとあらゆる分野でやれる可能性を持った、世界でも一番幅の広いサンドボックスだというふうな思っています。これをぜひ海外の事業者にも活用していただいで、世界じゅうの独創的なアイデアですとか、あるいはすばらしい人材が日本に集まって、日本発のイノベーションがこのサンドボックス制度を機会に出ることを期待したいというふうな思っていますし、それが日本の国際競争力につながると思っています。

いろいろなネットワークでこのことは海外に周知していきたいと思えます。例えば、今お話しになったイスラエルとの間では、我々は、日・イスラエルイノベーションネットワークという情報交換をする舞台をつくっていますから、そういうところでも紹介をして、ぜひイスラエルでも活用してほしいというのをやってみようと思えますし、我々はジェトロの拠点が各地にありますから、そういうところも使って周知徹底をやってみよう。

ありとあらゆる手段を使って世界じゅうに知らせて、これをきっかけに世界からいろいろなものが流れ込んでくるようにしてまいりたいと思っております。

○田嶋委員 魅力ある施策にはリスクもたくさん伴うと思えますけれども、まずはやってみなければと申し上げたいというふうな思いますが、とにかく、世界から力を引き込むということで、フィンテックしかほかの先進事例はないのに、日本がフィンテック以外をやるとするのは、ちょっと、階段を三段ぐらい跳ぶような感じがして、途中でつまずかないようにぜひ頑張ってください。

そして、PDCAをしっかりと回すということですよ。ちゃんと報告してください、やりつ放しじゃなくて。ここに、後ろにいらっしゃる方は二年後、三年後は人事異動ですから、大体、そうです。また違う人は、違う新しい施策の提案が来るに決まっていますから。ちゃんと報告をする、そのことを約束していただきたいと思えます。

以上です。

○稲津委員長 次に、斉木武志君。

○斉木委員 斉木武志でございます。

まず、世耕経産大臣にお聞きをしたいと思います。私、本日も、柳瀬審議官、そして藤原豊審議官を政府参考人に求めましたけれども、三度目の拒否をされてしまいました。非常に残念だというふうな思っております。

やはり、このことはお聞きをしなければ、要求をした以上はいけないだろうというふうな思っています。

まず、一連の柳瀬審議官をめぐる動きですけれども、先ほど、政府の中で、齋藤農林水産大臣が会見をされました。閣議後ですけれども、農林水産省の職員一人がこの文書を保有していた、愛媛県の職員一人がこの文書を保有していた、愛媛県というところを閣議後の記者会見で明らかにい

たしました。これの中に柳瀬審議官の発言として首相案件との記載もあったことを、政府として、齋藤農林水産大臣が認めております。

この事実というのは、柳瀬審議官はずっと、記憶の限りという注釈をつけて否定をしてみました。この書いてあることは違いますが、おととい、大臣にも電話をされて、余りにも私の記憶と違うので発表させてほしいという電話を受けられたのですけれども、この柳瀬審議官の主張が、全く否定をしていた、柳瀬審議官が事実を記憶の限りという注釈つきで否定をしていた文書が農林水産省で見つかり、政府の一員である齋藤農林水産大臣が職員一人が保有をしていたということをお認めになっていくこと、これを、直属の上司として、今どう受けとめていらっしゃいますか。

○世耕国務大臣 いずれにせよ、今御指摘の事案は、これは柳瀬経産審が総理秘書官時代の話でありますので、経産大臣としてコメントすることは控えていただきます。

○斉木委員 二日前と同じ、すばらしいコピー答案だというふうな思いますが、この事実を認めないと逃げまくっても、愛媛県であるとか、そして農林水産省であるとか、もう外堀からどんだんどん埋まってきたらというのが現状だろうというふうな思っています。私は、早く事実を明らかにした方が、与党としても政府としても傷口は広がらないのではないかと申し上げます。

そしてもう一つ、愛媛県側からの証言も新しくきのう出てまいりました。

愛媛県側で、出席者の一人、この二〇一五年四月、柳瀬審議官、当時首相秘書官と官邸で面談をしたという愛媛県の職員、公務員の一人が、マスキの取材に対して、複数の取材に対して、内容に間違いはないと証言をしております。

この出席をした愛媛県職員によりまして、中村時広愛媛県知事ら県幹部は、この記録文書に基づいてこの職員さんから口頭で報告を受けて、面会

時のやりとりを愛媛県幹部の間で共有をしていたというふうな証言をしております。

この出席者によりまして、一五年四月二日、首相官邸で行われた今問題になっております面会には、愛媛県はこの職員、そして今治市の職員、そして加計学園の事務局長らが参加をしていたというふうな具体的に証言をしておりますが、この公務員、愛媛県の職員がうそをついているというふうな受けとめていらっしゃいますか。

○世耕国務大臣 私は、それを論評する立場にはありません。

○斉木委員 では、その中で柳瀬氏から実際に、この四月二日に、本件は首相案件であるとの発言もあつたということもこの愛媛県職員はマスキに対して証言をしておりますが、この愛媛県の職員の発言、これも事実と違うということでしょうか、柳瀬審議官の方が正しいと。どちらを信用されますか、柳瀬審議官と愛媛県職員。

○世耕国務大臣 いずれにしても、これは、私は経産大臣としてここにおりますので、コメントする立場にはありません。

○斉木委員 安倍総理と同じような答弁をなさつていて、さすがに意思が貫徹されてすばらしい対応だと思えますけれども、やはり、こうしてどんだんどんだん、農林水産省にはあつた、そして……(発言する者あり)失礼なのは国民に対してです。与党の方々はやはりしっかりと国民に向き合われた方がいいと思えます。こうして愛媛県職員からもどんだん証言が出てきている、やはりこうした声にどんだん向き合った方が私はいいと思えます。

御党の、自民党の中からも、政権の先行きに対して非常に危惧する声が出てきていますね。

石破茂元幹事長、この会っていない、あるいは首相案件であるなどとは言っていないということさえ審議官が、柳瀬さんが否定していただけば、これはみんな疑惑は水解除るんですよ。ただ、批判するなと、石破さんが政府を批判するな

んとするのは唾をつけるようなものだからだめ